

議 答 申 個 第 3 1 号

平成 2 6 年 1 2 月 1 8 日

生駒市長 山 下 真 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会

会 長 下 村 敏 博

実施機関の個人情報を処理する電子計算機と、実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合することについて（答申）

平成 2 6 年 1 0 月 8 日付け生情第 1 9 号で諮問のあったことについて、当審議会の意見は、別紙のとおりです。

答 申

<p>審議案件</p>	<p>システムのクラウド利用に伴い、庁舎外のデータセンターに情報機器を設置し、専用回線で実施機関（生駒市長）の個人情報を処理する電子計算機と結合することについて</p>
<p>審議会の意見</p>	<p>適当なものと認める。 なお、システムの運用に当たっては、個人情報の漏えい、滅失、損傷等のないよう、常に最善のセキュリティ対策を講じられること。また、個人情報を保護するため当該委託に関する契約書等に必要な措置を講じる旨規定されることを申し添える。 [附帯意見] 実施機関（生駒市長）はセキュリティレベルの維持、向上のため、データセンター契約業者とベンダーロックに陥らないように、契約の際には内容、期間について慎重に検討されることを要望する。</p>
<p>審議内容</p>	<p>システムのクラウド利用に伴い庁舎外のデータセンターに情報機器を設置し、専用回線で実施機関（生駒市長）の個人情報を処理する電子計算機と結合することについて、生駒市個人情報保護条例第10条の規定により本審議会に諮問されたものである。 本審議会は、本件結合に係るセキュリティの内容（データセンターの運用監視体制、回線性能）、結合することによる事務処理の安全性、効率性、災害緊急時における対応等について、慎重に審議した結果、本件による電子計算機の結合に公益上の必要性があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められることから、上記のとおり意見を取りまとめた。</p>
<p>審議日</p>	<p>平成26年10月29日</p>
<p>結合先</p>	<p>庁舎外データセンター</p>
<p>所管課</p>	<p>企画財政部 情報政策課</p>